

---

◎議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして日程第8、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第7号の説明をさせていただきます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

議案説明でございます。次のページをお開き願います。職員の給与に関する条例の一部改正について。町立国民健康保険病院の経営を継続する強い意思を示すとともに病院経営の安定化に資するため医師職について自主削減を実施することとし本条例の一部を改正するものである。なおこの条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 医師について自主削減までいってしまったということは非常に我々議会としても申しわけないと思っております。

それで規則的なことだけ何っておきます。先般もいろいろ議論ありましたが、7%の削減これは給料のみなのか。給与になるのか。給与全般の7%なのか、給料分の7%なのかその辺だけお聞きします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） これまでの一般職の給与削減と同様月額給料の7%削減ということで提案しております。

申しわけございません、月額給料と合わせて何%の削減になるのかは出しておりませんので今ちょっと計算して後ほどお答えしたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 私も本当に今回常勤医の3名の先生方には申しわけないことをしたと思っております。ただなぜ今回常勤医の3名の先生だけになったのか。ほかにもいらっしゃると思うのです。嘱託とかそういう方々だけではなく常勤医になった説明だけ伺えればと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の削減につきましてはこれまでの一般職それから特別職もそうなのですが、一般職もあくまでも正規職員のみということでそれ以外の嘱託職員それから臨時職員については給与等の削減は行っていないということで、今回も医師職という中でもあくまでも常勤の医師のみということでやらせていただいております。

また嘱託の医師については毎年4月からこういった勤務日程といたしますか、週の中でどのぐらいですとか午前・午後だとかというようなものも含めて給与を定めて4月から一応1年ということで働いていただいておりますので、そういうことから年度途中での削減ということは当初から考えてございませんでした。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今の説明で大体わかりました。今聞きたかったのは役場職員の再任用の方々に、極端なことってしまつたらかなりその辺も含めて再任用の金額を決めた経過もあったものですから今回そのようなことも参考にされなかったのか、その辺をお聞きしてみたかったのです。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時00分

---

再 開 午後 2時01分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 申しわけございません。再任用職員も嘱託職員ではございませんのであくまでも正規職員の1つの職種ということで捉えております。なおかつ再任用職員は当初からも削減ということではありませんので、あくまでも医師職については今回は正規の職員のみということでやっております。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

それでは先ほどの前田議員の質問の説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 申しわけございません。先ほど月額給与7%ということで、月額給料を合わせますと5.35%の削減ということになります。以上です。